

差別への恐怖 消えない

ハンセン病家族ら 補償金受給まだ3割

ハンセン病患者や回復者の家族らが不当な隔離政策での差別被害を訴えた「家族訴訟」で、国に損害賠償を命じた熊本地裁判決から28日で5年となる。判決を受け家族に補償金を支払う制度ができたが、支給件数は想定3分の1ほど。少ない背景に差別への恐怖から請求をためらう人がいることを、回復者家族の埼玉県内の80代男性が明かす。「回復者と家族が安心して暮らせるようになったとは思えない」

(石原真樹)

国に賠償命令から5年

「影におびえている」。

男性が今の感覚を表現した。回復者である姉に勧められても、家族訴訟の原告に名を連ねることはできなかった。「自分の名前が外に漏れても、隣の人が差別することはないと分かってる。それでも、怖い」

西日本出身で、小学生の時に父と姉が、瀬戸内海の島にある国立ハンセン病療養所大島青松園（高松市）に隔離された。小学校の同級生が「おまえのおやじ、島流し」との言葉を浴びせた。大学生になると恋人が「あの家には、らい（ハンセン病）があるから、付き合ったらダメだと親に言われた」と告げた。言葉が呪いのように「自分の考えのすべてを支配している」。

就職活動で父のことを「戦争で目が見えなくなり家でぶらぶらしている」と偽った。妻にも「父は遠方の親戚の所にいる」と偽り、30年ほど前に父が亡くなるまで、出張に合わせて

「打ち明けられない人の気持ちも分かってほしい」と話す男性（埼玉県内）

「公表できない気持ちも分かって」

ハンセン病問題

用語解説

菌による感染症（まっしょう）で末梢（しんしょう）神経がまひし、障害が残る恐れがある。感染しても、発症はまれ。「らい予防法」を根拠に患者は療養所への隔離を強制され、治療法確立後も差別や人権侵害が続いた。法律は1996年に廃止され、2001年に熊本地裁判決が隔離政策を違憲と判断。患者や回復者の家族が差別を訴えた家族訴訟でも、19年に熊本地裁が国の責任を認めた。親子や配偶者らに180万円、きょうだいらに130万円を支払う補償金制度が創設された。補償金の相談は厚生労働省の窓口＝電03(3595)2262＝で受け付けている。

ひそかに青松園に通った。妻は姉と会ったことがあるが、園のことは隠して「高松にいる」とごまかした。妻ががんで闘病中だった十数年前、青松園から見舞いに訪れた姉の手を見た孫が「おばちゃんのおてて、痛そう」と口にした。そのとき自然に「姉さん回復者だから」と口に出た。娘は「ああ、そうだったの」。ずっと一人で抱えていた秘密の告白は、拍子抜けするほどあっけなかった。

「ハンセン病からさんざん逃げ回り、隠してきた。このまま終わりたいくない。何かしたい。でも怖い。ずっとイライラしている感じ」と男性。招かれればサングラスをかけて匿名で講

演し、自分の思いや、「もう海は見たくない」と40年暮らした園を出て社会復帰し、大阪で暮らす姉の体験を語る。

国は補償金の対象者を2万4千人と推計するが、支給は8千件余り。11月までとしていた補償金の請求期限を、5年間延長する改正家族補償法が12日、参院本会議で成立した。

補償金を受け取った男性は「役所のどこかに名前が残ることさえ怖くて、言い出せない人の気持ちはよく分かる」という。

鹿児島 警察庁 職

警察庁は24日、警に対する特別監。県警では4月生活安全部長本田（60）が国家公務員（職務）違反の疑い起訴されたほか、職警察官が逮捕され、警察庁は原因究明にの経緯を確認し、を図る。

特別監察は不祥々など、警察の規ため必要があるとた際に行われる。よると、記録が残1年以降では12年警、14年の大阪府県警に続き4例目24日午後2時、庁の首席監察官ら警本部に入った。警トップの野川明ら幹部への聞き取り実施する。

警察庁は同日、祥事の原因を分析的な再発防止策本ことが警察への信

ぐん

